

多国籍化する信者司牧ガイドライン名古屋教区版司牧者用

はじめに

この「多国籍化する信者司牧ガイドライン名古屋教区版」（以下ガイドラインという）は東京教会管区会議で1997年6月に承認された「多国籍化する日本の教会の信者司牧ガイドライン」を名古屋教区の現状に合わせて適用しました。

ガイドラインの目的と内容

近年、海外から移住してきた信者が各小教区で増加し、多国籍の人々が集まる教会となってきました。これまで司牧については小教区の司祭がそれぞれの場で対応してきました。しかし、個人的な形での対応には限界があります。また、司祭によって司牧の基本的な考え方にずれがあったり、司祭の異動によって、信者が困惑することもあります。現に名古屋教区ではそうした事例が生じています。そこで、教区全体の方針として幼児洗礼などの司牧の基本的な考え方を共有すること、そして、司牧をどのようにサポートするかを組織的に考えることが必要となってきました。

このガイドラインでは秘跡等の司牧の基本的な考え方を提示し、司牧をサポートすることを目的としています。

このガイドラインでは大ざっぱな骨組みを提示しているだけです。それぞれの地区、小教区の事情を考慮し、司牧的配慮をもってお使いください。

このガイドラインは司牧者用と、信者用の二部からなっています。信者にも理解を求める必要があるからです。

ガイドラインの対象

このガイドラインは多国籍の信者の司牧ガイドラインであり、海外からの移住者、滞在者の信者だけではなく、日本国籍、在日の信者も対象としています。

また、小教区で働く司祭だけでなく、修道会、宣教会で働くすべての司祭、助祭、修道士、修道女、司牧協力者にも、このガイドラインについての理解を求める必要があります。

受け入れ教会

多国籍の人たちが一つの教会となるための経過措置として、教区や地区が認定する複数の受け入れ教会が必要です。このガイドラインは受け入れ教会が設定されていることが前提になっています。

受け入れ教会では、

- ① 母語によるミサや多国籍の信者の司牧を担当する司祭、司牧協力者が配置され、
- ② その受け入れ教会に所属する信者の司牧だけでなく、
- ③ 他の小教区ではケアできない信者のために母語によるセミナー(カテケーゼ)やゆるしの秘跡、霊的指導などの司牧的配慮も行います。

現在、母語によるミサや他国籍の信者の司牧に力を入れている教会を「教区あるいは地区が責任をもって支援する教会」と認定することもできます。言語別の受け入れ教会を複数設定していくこともできます。地理的な状況や、人材の面などで限界はありますが、教区や地区の事情に合わせてその形態を考えていくことが必要です。

この受け入れ教会には次のことが是非とも望まれます。

- ① 教区がイニシアティブをとって設定していくこと。
- ② 教区が責任をもって受け入れ教会としての継続性を持たせること。
- ③ 複数の小教区が受け入れ教会を支援していくこと。
- ④ 教区、地区として担当司祭の配置や人事異動について配慮すること。

秘跡などに関する司牧の基本的な考え方

ミサ

1. ミサ

信者は居住地の所属小教区のミサに参加することが基本ですが、靈的必要性に応じて受け入れ教会で行われている母語によるミサに参加することもできます。

日曜日の主日のミサへ多国籍の信者が参加しやすいように、聖歌、福音書をミサに出席している人の言語で行うなどの配慮が求められます。

年に数回(例えば、クリスマス、イースター、年始のミサなどで)国際ミサをすることが勧められます。その際準備の段階から多国籍の人々が一緒に協働する場を持つとよいでしょう。多文化のシンボルないしは信心業を考慮する必要があります。

幼児洗礼

2. 洗礼を受ける教会

所属小教区を原則とし、幼児の洗礼を望む保護者の居住する地域の小教区で洗礼を受けます。また、それを原則として指導します。保護者が子どもの洗礼を求めて小教区に来るときが司牧の良いチャンスとなります。事情によっては洗礼の延期を司牧的配慮で勧める必要もあるでしょう。

3. 洗礼の準備

原則として保護者に5、6回セミナーを受けてもらいます。このセミナーには代父母も参加することが望ましいでしょう。保護者にはセミナー受講期間中に主日のミサに月1、2度は出席していただきます。母語によるセミナーの場合、その言語ができるカテキスタか、信者のリーダーが必要になります。基本的な教義の再確認を行い、母なる教会、秘跡、信仰生活の意味、子どもに信仰を伝える親の責任、代父母の責任について説明します。洗礼の申込があった場合、必ず保護者に数回にわたる準備が必要なことを説明します。この準備は原則として必ず行ってください。

4. 洗礼台帳、信者籍台帳

洗礼を受けた場合、必ず教会の洗礼台帳に記入し、信者籍台帳を起こしてください。洗礼番号は人種、国籍の違いに関わらず、連番で統一した番号を付けてください。外国籍の信者だけ別帳に記載したりしないようご注意ください。洗礼台帳は日本人の場合と同様、コピーを取って、教区本部に送付してください。教勢調査の統計の数にも加えます。

5. 洗礼証明書

洗礼証明書の発行は原則として帰国の際、あるいは他の秘跡の受領の際に限ります。但し、それに代わるものとして信者証明書を作成し、その中に、洗礼、初聖体、堅信、結婚、死亡などを記載し、秘跡の執行日、場所などの項目を明記できるものとします。(外国人信者の移動が激しいために秘跡を受けた場所、日時を忘れることが多いため)。

6. 洗礼までの手続き

①幼児の洗礼を望む保護者は主任司祭と相談し、受洗申込書に記入します。

受付の際、親子関係が事実であることを確認し、保護者の洗礼証明書の提示を求めます。

②5、6回セミナー(カテケージス)を行います。受け入れ教会での受講も可能とします。

③セミナー終了後、洗礼を受ける日時を司祭と相談して決めます。

7. 洗礼を受ける司祭

洗礼を受ける司祭が教会担当司祭ではなく、各国語ミサを担当する司祭である場合、事前に教会の主任司祭に連絡し、許可を受けて洗礼の手続きに入ることを原則とします。

成人洗礼

8. 成人洗礼

基本的には幼児洗礼と同じですが、婚姻の秘跡との関係で洗礼と堅信を同時に授ける場合もあります。名古屋教区の場合、原則的には成人洗礼の場合も、洗礼と堅信を切り離して行っています。

子どもの教育

9. 教会学校

子どもたちの信仰教育は、できる限り小教区の教会学校の間を利用します。特に、初聖体、堅信を受ける子どもたちの場合、多国籍の子どもと一緒に秘跡の恵みを受けることが教会の信仰の喜びを見出す機会となります。言葉の問題がある子どもたちにとっては、母語で信仰を学び、伝える場があってもよいでしょう。

子ども自身が信仰を深め、教会共同体のなかで喜びを見出せるように配慮してください

結婚

10. 教会の結婚手続き

国際結婚の場合も教会の結婚手続きは通常の結婚と同じです。日本カトリック司教協議会発行の「カトリック教会婚姻書式に関する司祭用手引き」、及び「司牧の手引き・婚姻」を参照してください。外国籍の人の場合は独身を証明するものとして「洗礼・堅信・婚姻の絆不存在証明書」は当然必要ですが、それに代わるものとして在日領事館が発行する「結婚要件具備証明書」などで本人の独身を確認しておきます。

11. 結婚講座

5、6回の結婚講座をとおして結婚の準備をします。日本人と外国人の結婚の場合、日本語と外国人の母語による講座が望ましいです。特に国際結婚や非受洗者との結婚の場合には次のことを結婚講座のなかに盛り込むほうが親切でしょう。

- ①信者の責任(日曜日のミサ、献金、子どもの信仰教育などの具体的な信仰生活のあり方など)について非受洗者に理解を求めること。
- ②文化、習慣、家族観など国による違いを互いに認めること。
- ③海外から来た配偶者が困ったときに相談する人、場所などの紹介。

12. 再婚者の場合

挙式申込書などで再婚であることがわかった場合、前婚の挙式地を管轄する教会裁判所の手続きが必要になります。詳しくは、各教区事務所に問い合わせてください。(「カトリック教会婚姻書式に関する司祭用手引き」7ページ参照)

13. 民法上の結婚手続き

結婚に当たっては該当する国の法律的な手続きも当然必要です。

14. 婚姻の有効化

教会で正規の手続きによらずに結婚した既婚者の場合、婚姻の有効化が必要となります。配偶者の一方、あるいは双方が再婚者である場合は12項と同様教会裁判所の手続きが必要になります。詳しくは司牧の手引き「婚姻」の該当箇所を参照してください。

堅信

15. 堅信の時期

堅信の時期は日本の教会では年齢の目安は10歳から15歳となっています。堅信に当たっては事前の準備、セミナーが必要です。セミナーには代父母の参加が望まれます。特に外国籍信者の場合、幼児洗礼を受けていても信仰の涵養に恵まれず、堅信は特に若者、20歳前後の青年男女の信仰の識別の大きな機会となっています。

16. 初聖体の時期

子どもに聖体を授けるには、その理解力に応じて聖体に対する認識が可能な年齢(通常 7 歳以上、小学生)になっていることが必要です。

17. 初聖体の準備

自分の所属している教会の「教会学校」や「信仰を子どもに伝えるさまざまな場」で子どもの理解力に応じた準備が必要です。また子供の置かれている状況などを知るために申込書などを用いることもできます。

18. 聖体

聖体を受けるにはふさわしい準備が必要です。ミサに参加することにより小さな罪はゆるされ、ふさわしい準備の助けとなります。

ゆるしの秘跡

19. ゆるしの秘跡

ゆるしの秘跡は少なくとも年に一回は受けることを勧めます。黙想会や四旬節などの共同回心式などでゆるしの秘跡を受けるように勧めることもできます。母語のゆるしの秘跡が必要な場合は、受け入れ教会を紹介することもできます。

病者の塗油

20. 病者の塗油

臨終にある人々だけでなく、病気や事故・老齢のために危険な容態が始まっている信者に病者の塗油を授けることができます。また、衰弱の進む高齢者や危険な手術の前に授けることも望ましいでしょう。

臨終の洗礼

21. 臨終の洗礼

臨終に際して、本人の望みや家族の希望があれば臨終の洗礼を授けることができます。時間的な余裕があれば司祭が洗礼を授けます。司祭でなくても洗礼を授けることができます。その際、所属教会の主任司祭に洗礼を受けた人の名前、場所などを報告するよう指導してください。

葬儀

22. 海外からの移住者の場合

海外からの移住者が亡くなった場合、特に気をつけなければならないのは、火葬にするか、遺体を本国に持ち帰るかかどうかです。亡くなった方の家族、親族などに日本の火葬の習慣を伝え、よく話し合ったうえでどちらかにするかを決めてください。家族などが遺体を本国に持ち帰ることを希望している場合、高額な搬送費がかかることも説明してください。

23. 安くする方法

自分たちで手続きするなど費用を安くする方法もあります。また、「行旅病人・死亡人法」という古い法律の適用を認めている県もあり、行き倒れの人の入院や葬儀の費用を公的資金でまかなう制度などもあります。

信者籍

24. 信者籍を作成する

信者の権利を守るために、また司祭が信者に対する責任を持つために、信者籍台帳を作成することが大切です。日本人、定住者・永住者はもちろんですが、ミサ、ゆるしの秘跡だけでなく、それ以外の秘跡や子どもの教育を望み、必要とする滞在者は居住する地域の教会で籍を起こします。籍は司牧的配慮を円滑かつ効果的にするために必要です。

籍を起こすにあたっては洗礼証明書の提示を求めます。

信者籍台帳の名前は母語で記入し、フリガナをつけます。まだ教会に所属していない信者で、子どもの洗礼や初聖体などの秘跡を希望する場合はよく説明した上で、保護者も子どもと一緒に籍を起こすことが望まれます。教勢調査の統計の数にも加えます。

献金

25. ミサ献金

ミサの中での献金はどこの国でも行われているものです。自分の教会だけに使われるのではなく、日本や世界の教会のさまざまな活動のためにも使われています。母語によるミサの献金も小教区が管理することを原則とします。

26. 維持費(教会費)

維持費、教会費、月定献金とも呼ばれています。日本の教会の事情を説明しすべての信者に協力を呼びかけます。収入の3%を目安に毎月所属小教区に納付します。

祝別

27. 祝別

祝別を頼まれた場合には、快く、適切に応じてください。